

議案第50号

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する
条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例
等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する
条例等の一部を改正する条例

(さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条
例の一部改正)

第1条 さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関す
る条例（令和元年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(罰則) 第48条 第42条に規定する制限又は停止の命令 に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円 以下の罰金に処する。	(罰則) 第48条 第42条に規定する制限又は停止の命令 に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以 下の罰金に処する。

(さいたま市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第2条 さいたま市心身障害者扶養共済制度条例（平成14年さいたま市条例第95
号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(年金の支給停止) 第12条 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から当該事由の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。 (1) [略] (2) <u>拘禁刑</u> に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) [略]	(年金の支給停止) 第12条 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から当該事由の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。 (1) [略] (2) <u>懲役又は禁錮の刑</u> に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) [略]

(さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(罰則) 第26条 第21条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第26条 第21条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。